令和６年　　第12回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和６年10月14日(月)
午前10時00分から

１　議　　題

(1)選挙人名簿から抹消する者について　(議案第35号)
(2)選挙人名簿に登録する者について　(議案第36号)
(3)在外選挙人名簿に登録の移転をする者について　(議案第37号)
(4)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について　(議案第38号)
(5)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について　(議案第39号)
(6)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について　(議案第40号)
(7)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について　(議案第41号)
(8)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について　(議案第42号)
(9)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について　(議案第43号)
(10)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について　(議案第44号)
(11)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について　(議案第45号)
(12)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について　(議案第46号)
(13)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について　(議案第47号)
(14)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について　(議案第48号)
(15)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について　(議案第49号)

２　そ の 他

(1)次回以降の委員会日程について（予定）

令和６年10月15日(火)　　午後６時00分から
令和６年10月24日(木)　　午後６時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法　　令…公職選挙法施行令

議題（1）
議案第35号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　　賀　　勉

１	抹消する者の数	424人
	内訳　死亡者	162人
	市外転出者	262人
２	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
３	抹消年月日	令和６年10月14日

（根拠）
・議決　　公職選挙法第28条の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（登録の抹消）
第28条　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第３号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
(1)　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
(2)　前条第１項<※1>の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後４箇月を経過するに至つたとき。
(3)　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

＜※1＞法第27条（要旨）
市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

抹消の基準日　　令和６年 10 月 14 日

1　死亡者

令和６年 10 月 13 日までに区長から通知を受けた死亡者

2　市外へ転出後４箇月を経過した者

令和６年６月 13 日までに市外へ転出した者

3　抹消の内訳　　（人）

区　分	男	女	計
死亡者	71	91	162
転出者	134	128	262
計	205	219	424

議題（2）
議案第36号

選挙人名簿に登録する者について

令和６年10月14日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　　賀　　勉

１　登録する者の数　　484人

２　登録する者の氏名等　　別紙のとおり

３　登録年月日　　令和６年10月14日

（根拠）
・議決　　公職選挙法第22条第３項の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（登録）
第22条
３　市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日（選挙時登録の基準日）現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議題（3）
議案第37号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

１　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
　１人

２　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
　別紙のとおり

３　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
　令和６年10月14日

（根拠）
・議決　　公職選挙法第 30 条の６第２項の規定による。

〇公職選挙法(抜粋)
（在外選挙人名簿の登録）
第 30 条の６第２項　市町村の選挙管理委員会は、前条第４項＜※１＞の規定による申請をした者が当該市町村における第 30 条の４第２項＜※２＞に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第 30 条の 13 第２項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

＜※１＞法第 30 条の５第４項
年齢満 18 年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第 24 条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

＜※２＞第 30 条の４第２項
在外選挙人名簿への登録の移転は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満 18 年以上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、次条第４項の規定による申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行う。

議題（4）
議案第38号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

期 日 前 投 票 所	設　置　期　間
福岡市城南区鳥飼六丁目１番１号 福岡市城南区役所３階大会議室	令和６年10月16日から 令和６年10月26日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘３階多目的ホール	令和６年10月19日から 令和６年10月26日まで
福岡市中央区天神一丁目８番１号 福岡市役所１階市民ロビー	令和６年10月19日から 令和６年10月26日まで

（根拠）
・議決　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第39条の規定による。
・告示　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第41条の規定による。

〇公職選挙法施行令（抜粋）
（投票所）
第39条（読替後）　投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
（投票所の告示）
第41条（読替後）　市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所を告示しなければならない。
（期日前投票）
第48条の２
６　第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。

議題（5）
議案第39号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、城南区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

福岡市城南区鳥飼六丁目１番１号
福岡市城南区役所３階大会議室

（根拠）
・議決　公職選挙法第49条の２第４項による読替後の第48条の２第１項及び最高裁判所裁判官国民審査法第26条の規定による。
・告示　公職選挙法施行令第65条の13第４項の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（期日前投票）
第48条の２【読替後】（要旨）
１　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、行わせることができる。
（在外投票等）
第49条の２
４　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、第48条の２第１項中、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外選挙投票区」とする。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
（投票及び開票に関するその他の事項）
第26条
この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

〇公職選挙法施行令（抜粋）
（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）
第65条の13（要旨）
４　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

議題（6）
議案第40号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

各投票区の投票所
別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第39条及び最高裁判所裁判官国民審査法第13条の規定による。
・告示　　公職選挙法第41条第１項の規定による

〇公職選挙法（抜粋）
（投票所）
第39条　投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
（投票所の告示）
第41条　市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも５日前に、投票所を告示しなければならない。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
（投票の時及び場所）
第13条　審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

議題（7）
議案第41号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

１　開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘３階多目的ホール	午前10時	午後７時
福岡市役所１階市民ロビー	午前10時	午後７時

２　変更理由
イオンスタイル笹丘３階多目的ホール及び福岡市役所１階市民ロビーについては、増設設置するものであり、城南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

（根拠）
・議決　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第40条第１項の規定による。
・告示　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第40条第２項の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（投票所の開閉時間）
第40条　投票所は、午前８時30分に開き、午後８時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。
２　市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第48条の２
６　　※ 議案第39号参照

議題（8）
議案第42号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区第１開票区及び城南区第２開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

<table>
<tr><th>開　票　区</th><th>当該開票区の区域</th><th>場　所</th><th>日　時</th></tr>
<tr><td>城南区第１開票区</td><td>城南区の区域のうち公職選挙法別表第１に規定する福岡県第２区の選挙区に属する区域</td><td rowspan="2">福岡市城南区別府六丁目14番22号
福岡市立城南体育館</td><td rowspan="2">令和６年10月27日
午後９時15分から</td></tr>
<tr><td>城南区第２開票区</td><td>城南区の区域のうち公職選挙法別表第１に規定する福岡県第３区の選挙区に属する区域</td></tr>
</table>

（根拠）
・議決　　公職選挙法第63条及び最高裁判所裁判官国民審査法第20条の規定による。
・告示　　公職選挙法第64条の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（開票所の設置）
第63条　開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
（開票の場所及び日時の告示）
第64条　市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
（開票の時及び場所）
第20条
審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

議題（9）
議案第43号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、城南区第１開票区及び城南区第２開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

１　場所　福岡市城南区鳥飼六丁目１番１号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

２　日時　令和６年10月24日　午後６時から

（根拠）
・議決及び告示　　公職選挙法第62条第６項及び最高裁判所裁判官国民審査法第19条第２項の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（開票立会人）
第62条
６　第２項<※1>、第４項<※2>または前項<※3>の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

＜※１＞法第62条第２項（要旨）
前項<※4>の規定により届出のあつた者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

＜※２＞法第62条第４項（要旨）
届出のあつた者で同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかるものが３人以上あるときは、その者の中で選挙管理委員会がくじで定めた者２人以外の者は、開票立会人となることができない。

＜※３＞法第 62 条第５項（要旨）
　開票立会人が定まつた後、同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が３人以上となつたときは、選挙管理委員会がくじで定めた者２人以外の者は、その職を失う。

＜※４＞法第 62 条第１項（要旨）
　公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者１人を定め、その選挙の期日前３日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
　（開票に関する事務の担任）
第 19 条
２　衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議題（10）
議案第44号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、城南区第１開票区及び城南区第２開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

１　開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
⑴　くじはくじ棒により行う。
⑵　開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
⑶　くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
⑷　予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
⑸　予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
ア　予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
イ　くじ箱から２本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
２　開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上あるときは、前記１⑸に準じてくじを行う。

（根拠）
・議決　　公職選挙法第62条第２項及び第４項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第２項の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（開票立会人）
第62条
２　届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を

超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。

４　届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが３人以上あるときは、第２項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者２人以外の者は、開票立会人となることができない。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

第 19 条

２　　※議案第 43 号を参照

議題（11）
議案第45号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

期日前投票所の投票管理者及び職務代理者
別紙のとおり

（根拠）
・議決　公職選挙法第37条第２項及び第３項並びに同法施行令第24条第１項及び第３項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第12条第１項並びに同法施行令第４条の規定による。
・告示　公職選挙法施行令第25条の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（投票管理者）
第37条
２　投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
３　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

〇公職選挙法施行令（抜粋）
（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）
第24条
１　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
３　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代

理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。
（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）
第 25 条
　市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第２項又は前条第１項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
　（投票に関する事務の担任）
第 12 条
１　衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担任する。

〇最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）
　（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者）
第４条　衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議題（12）
議案第46号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

各投票区の投票管理者及び職務代理者
別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第37条第２項及び第３項及び同法施行令第24条第１項及び第３項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第１項及び同法施行令第４条の規定による。
・告示　　公職選挙法施行令第25条の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（投票管理者）
第37条　　※議案第45号を参照

〇公職選挙法施行令（抜粋）
（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）
第24条　　※議案第45号を参照
（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）
第25条　　※議案第45号を参照

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
（投票に関する事務の担任）
第12条　　※議案第45号を参照

〇最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）
（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者）
第４条　　※議案第45号を参照

議題（13）
議案第47号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区第１開票区及び城南区第２開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

開票管理者及び職務代理者
別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第61条第２項及び第３項並びに同法施行令第67条第１項及び第７項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第１項並びに同法施行令第８条の規定による。
・告示　　公職選挙法施行令第68条の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（開票管理者）
第61条
２　開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
３　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

〇公職選挙法施行令（抜粋）

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第67条

１　市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

７　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第68条　市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（開票に関する事務の担任）

第19条

１　衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担任する。

〇最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者）

第８条　衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議題（14）
議案第48号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

期日前投票所の投票立会人
別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第48条の２第５項による読替後の第38条第１項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第２項の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（投票立会人）
第38条（読替後）
１　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、２人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。
（期日前投票）
法第48条の２（要旨）
５　法第38条第１項中「各投票区における選挙人名簿に登録されたもの」とあるのは「選挙権を有する者」に、「２人以上５人以下」とあるのは「２人」に、「前３日まで」とあるのは「の公示又は公示の日」にそれぞれ読み替える。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
（投票に関する事務の担任）
第12条
２　衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議題（15）
議案第49号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

令和６年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和６年10月14日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長　　古　賀　　勉

各投票区の投票立会人
別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第38条第１項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第２項の規定による。

〇公職選挙法（抜粋）
（投票立会人）
法第38条
１　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録されたもの中から、本人の承諾を得て、２人以上５人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前３日までに、本人に通知しなければならない。

〇最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）
（投票に関する事務の担任）
第12条
２　衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。